

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 5 年 4 月 28 日

広島県監査委員	緒 方 直 之
同	桑 木 良 典
同	奥 兆 生
同	三 田 利江子

第 1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
令和 5 年 2 月 28 日

3 請求の要旨

請求人から令和 5 年 2 月 28 日に提出された広島県職員措置請求書及び 3 月 9 日に提出された補正書の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 講ずべき措置

広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）に基づく法人A主催の研修に対する補助金交付は違憲・不当であるため、本件要綱に基づく公金の支出行為一切について差し止めを求める。

(2) 本件要綱の不当性について

本件要綱の別表（第 4 条関係）で、補助対象経費に「(1) 法人A主催のDV加害者プログラム研修」とあるが、法人Aは、観光庁が推奨している萌えキャラ「温泉むすめ」を公然と非難しており、政治的社会的に公正中立ではない民間団体である。また、法人Aのホームページにおいて、当時の安倍総理はDV加害者と同類であると安倍政権を非難し、原発も戦争もない社会を作ると主張しているが、DVと原発は全く関係なく、法人AがDVにかこつけて我が国を赤化しようとしているのは明らかである。

特定政治活動をしている団体が実施する研修に補助金を交付するのは、不必要な県費の支出であり本件要綱は適当ではない。

(3) 本件要綱の違法性について

ア 憲法第 15 条第 2 項違反

法人Aへの研修あっせんは、特定政治団体に利益を与えるものであり、行政の政治的中立性を侵すもので、憲法第 15 条第 2 項に違反する。

イ 憲法第 19 条違反

法人Aへの研修あっせんは、特定政治団体に県民の税金から利益を与えるものであり、左翼思想に反対する立場の納税者の思想を侵すもので、思想良心の自由を保障した憲法第 19 条に違反する。

4 請求の要件審査等

(1) 広島県職員措置請求書の補正について

令和 5 年 2 月 28 日に提出された広島県職員措置請求書の内容に不備が認められたため、3 月 6 日付け広監委第 198- 2 号により補正を求めた。請求人は、同月 9 日に補正書を提出した。

(2) 請求の要件審査について

本件住民監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件要綱は違法・不当なものであるか。
- (2) 本件要綱に基づく補助金交付により、県に損害が発生したか。

2 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づく請求人の新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

3 監査の対象機関

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日に健康福祉局に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 法人Aが実施する研修について

ア 当該研修の受講を補助対象とした理由について

本件要綱策定時に把握した限りでは、国内でDV加害者プログラムの実施者を養成している団体は、本件要綱の別表に記載した2者しかなかった。

また、法人Aは国が実施する「配偶者暴力被害者支援に関する調査研究事業」において、令和元年度に加害者プログラム実施者としてヒアリング調査に協力しているほか、複数の地方公共団体からDVに関する啓発事業や研修等を受託した実績があった。

イ 研修内容について

本件要綱の策定に当たり、事前に法人Aのホームページを閲覧して研修内容を確認するとともに、法人Aの研修を受講した者が実施するDV加害者プログラムの視察を行い、事業目的に沿った内容であることを確認している。

また、法人Aの研修受講者に対してヒアリングを行った結果、法人Aの研修は、請求人が主張する政治的社会的に公正中立を欠く内容や、政権を非難する内容を含んでいないことを確認した。

(2) 本件要綱に基づく法人Aが実施する研修への応募状況について

ア 令和4年度については、応募がなかった。

イ 令和5年度については、令和5年3月17日に公募を開始し、同年4月10日を公募書類の提出締切日としていたが、公募締切後に応募状況を確認した結果、応募はなかった。(再公募については未定)

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係は、次のとおりである。

(1) 本件要綱によれば、補助金交付の目的、補助対象団体及び補助金交付の対象等は次のとおりである。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、DV被害者等の安全と安心を確保するため、DV加害者プログラムの実施を予定する民間団体において、プログラムを実施できる人材の育成に要する経費を補助することにより、県内全域におけるDV被害者等の支援体制を強化することを目的とする。

(補助対象団体)

第4条 補助対象団体（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当する民間活動団体の中から、知事が適当と認めた団体とする。

- (1) DV被害者等の保護又は相談活動等、DV被害者等の支援を過去1年以上行っており、今後も活動が見込まれる団体であること。
- (2) 広島県内に主な事務所を有し、県内を拠点として活動していること。
- (3) 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

(補助金交付の対象等)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者がDV加害者プログラムを実施する人材を育成するために行う事業(以下「補助事業」とする。)とする。

2 補助金の基準額、交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
一団体あたり 40 万円	次の研修の受講に係る経費(受講費用) (1) 法人A主催のDV加害者プログラム研修 (2) 法人B主催のDV加害者教育プログラムファシリテーター養成研修会 (3) その他、知事が認める研修	1/2

(2) 法人Aの政治活動等について

ア 令和5年2月28日に提出された広島県職員措置請求書で請求人が主張する、法人Aが観光庁の推奨している萌えキャラ「温泉むすめ」を公然と非難していること、及び政治的社会的に公正中立ではないことについて、本件請求書及び事実証明書中にこれらを裏付けるものは見当たらず、請求人から補正資料等の提出もなかった。

イ 令和5年3月9日に提出された補正書とともに提出された法人Aのホームページの一部を印刷した資料中に、安倍政権及び原発や戦争に関する記載があるものの、請求人が主張する、法人Aは、「DVにかこつけて我が国を赤化しようとしているのは明らかである」ことについて、本件請求書、同補正書及び事実証明書中に、これを裏付けるものは見当たらなかった。

(3) 研修内容について

職員調査において確認した結果、法人Aが提供する実施者養成コースは、次のとおりステップ1からステップ5まで修了することでDV加害者プログラム実施者として活動することができるかとされている。

- ステップ1 ジェンダーに基づく暴力 DV・デートDV基礎研修（4日間）
- ステップ2 DV被害を学ぶ研修（2日間）
- ステップ3 DV加害者プログラムを学ぶ研修Ⅰ（基礎編）（2日間）
- ステップ4 DV加害者プログラムを学ぶ研修Ⅱ（教材とファシリテーション編）（4日間）
- ステップ5 DV加害者プログラムを学ぶ研修Ⅲ（実習編）

2 判 断

以上のような事実関係の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 本件要綱の違法性及び不当性について

請求人は、法人Aについて、観光庁が推奨している萌えキャラ「温泉むすめ」を公然と非難しており、政治的社会的に公正中立ではないと主張する。また、法人AがDVにかこつけて我が国を赤化しようとしているのは明らかであり、法人Aが実施する研修への受講費用を補助する本件要綱に基づく県費支出は違法・不当であると主張する。

監査請求は、請求人自らが問題とする財務会計上の行為等の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しなければならないが、本件請求書及び事実証明書からは、請求人の主張にある法人Aの行為が事実であることの証左を見出すことができない。また、請求の主旨を補充するための書面の提出や陳述もなかったことから、請求人の主張はいずれも採ることができない。

(2) 県への財産上の損害発生について

請求人は、法人Aが実施する研修に県費を支出するのは、広島県のDV事業の財政に損害を与えると主張する。

本件要綱に基づく補助金支出の目的は、DV被害者等の安全と安心を確保するため、DV加害者プログラムの実施を予定する民間団体に対して、プログラムを実施できる人材の育成に要する経費を補助することにより、県内全域におけるDV被害者等の支援体制を強化することである。

法人Aが実施する研修の内容については、同法人のホームページの閲覧、当該研修の受講者に対するヒアリングの実施、当該研修の受講者が行うDV加害者プログラムの視察により、本件要綱に基づく補助金支出の目的に合致することが確認されており、当該補助金の支出により、県に財産上の損害が発生するとは認められない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第242条第5項の規定により棄却する。